

平成30年8月29日

まちづくり委員会資料

平成30年第3回定例会 専決処分報告の説明

報告第19号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分
訴えの提起及び和解について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告[使用料滞納者、不正入居者、高額所得者及び無断退去者]

	区 分	被告の氏名	居住の開始
1	不正入居者	** **	S 52. 5. 1 *3

* 1 不正入居者の未払使用料月数 10箇月分

* 2 不正入居者の未払使用料額 ￥412,380円

* 3 不正入居となったのは平成27年12月14日

2 市営住宅の明渡しを求める理由等

使用者の死亡により市営住宅の使用者として承継ができなかった者【不正入居者】

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後において、市営住宅明渡請求書を送付し、直ちに賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。

No.	明渡請求予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H29. 8. 1	H29. 9. 14	H29. 12. 21	H30. 5. 21

訴え提起件数 [参考]

平成28年度 20件、平成29年度 27件、平成30年度 5件（7月末現在）

報告 和解について

1 相手方及び和解内容

	相手方	未払状況		支払計画		使用料月額
		未払月数	未払使用料	回数	分割支払月額（最終回月額）	
1	** **	5箇月分	145,900円	6回	26,000円（15,900円）	28,400円
2	** **	8箇月分	138,300円	13回	11,500円（300円）	38,500円

2 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きである。（民事訴訟法第275条第1項）

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

3 和解理由

相手方は、本件市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払使用料の一括支払が困難であるが、居住の継続を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため

4 管轄裁判所

川崎簡易裁判所

5 和解成立件数

平成28年度6件、平成29年度2件、平成30年度1件（7月末現在）